

一般社団法人 江戸川南法人会 広報誌

# りんかい 脚

**EDOGAWA MINAMI CORPORATE** 



RINKAI web スタート!

Contents

第29回 通常総会開催

青年部会報告

ーパークシネマフェスティバル

一年部・定時総会

一蜂蜜 研修会

江戸川区 イベントのお知らせ

一小岩あさがお市

一新川金魚ちょうちん

一古川まつり

税務署だより

江戸川都税事務所からのお知らせ 、今後の行事予定

vol.

11 1 5

# 第29回

# 通常総会開催



5月23日(木)タワーホール船堀において、第29回通常総会が開催され、正会員数1,521名のうち832名(委任状759名を含む)が参加しました。

通常総会と講演会に続き、祝賀会も 開催させて頂きました。

江戸川南税務署長 佐藤 孝幸 様 をはじめ、ご来賓の皆様から会員の皆 様へ日頃からの協力に対し感謝のメッセージを頂きました。

引き続き、令和5年度事業経過報告・ 決算ならびに監査報告の承認、令和6 年度事業計画・予算についての報告が 執り行われ、総会は無事終了しました。



議長 山岡 秀俊 会長



江戸川南税務署長 佐藤 孝幸 様



江戸川区長 斎藤 猛様



東京税理士会江戸川南支部 支部長 岩崎 信幸 様



東京都江戸川都税事務所 所長 佐野 宏子 様



会員増強のご協力に対し、 感謝状を授与されました

# 今後の政治・経済を見通す

ジャーナリスト/元 朝日新聞社 特別編集委員

5月23日(木)タワーホール船堀において、 ジャーナリストで元 朝日新聞社 特別編集委員の 星 浩氏をお招きして、講演会が行われました。

#### しばらく続く円安傾向

今後の政治経済を見通すうえで、特に皆さんが 関心を持っているのは円安の問題だと思います。 この円安の主要な原因は、日米間の金利差です。 アメリカの金利は約5.5%に対し、日本は0.1%で すが、この金利差が資金のドルへの流出を促し、 円安を進行させています。日本の金利政策は、経 済への悪影響と国債負担を考慮し、利上げが困 難であり、円安傾向はしばらく続く見込みです。

#### 日本経済の課題

日本経済の別の課題はデジタル化の遅れで す。コロナ時の給付金支給の遅延はこの遅れを 象徴するものでした。今後、早急にデジタルイン フラの改善とマイナンバーカードの効率的な活用 が求められます。

また、グリーンイニシアティブにおいては、 2030年までにCO2排出量を30%削減する目標 が立てられていますが、この達成は困難な状況に あります。エネルギー政策の見直しと再生可能エ ネルギーへの転換が必要です。

少子化対策については、岸田総理が提案する 年間36兆円の「異次元の少子化対策」が注目さ れています。この計画には保育士の増員や児童 手当の増額などが含まれていますが、その財源 の大部分は国民負担となります。公平な負担配分 と効果的な政策実施が求められます。

加えて、日本の人口減少も深刻な問題です。年 間約70万人の減少が見られ、この問題の解決に は金銭的支援だけでなく、働き方の改革や雇用 の安定化が必要です。これらの経済的・社会的課 題に対して、政治が国民の意見を反映し、総合的 なアプローチで取り組むことが重要です。

#### 日本の政治・外交状況

昨今の裏金問題か ら、補欠選挙では自民



党が全敗し、政権への逆風が強まっています。こ れは、単に裏金問題だけでなく、その後の政治家 たちの対応がずさんだったことも大きな原因で す。加えて、再発防止の法律改正も抜け穴が多い と批判されています。

こうした状況のなか、岸田首相は総裁選に向け て再選を望んでいますが、支持率は低く、議員た ちの間では新しい首相で選挙に臨むべきという 意見が多いです。岸田首相は政権を継続するた めに減税などの政策で支持率回復を目指してい ますが、厳しい状況が続いています。

世界情勢は日本にとっても静観する余裕がな い状況です。ウクライナ戦争は続いており、アメリ カがウクライナへの支援を強化していますが、和 平の必要性も高まっています。一方、パレスチナ ガザ地区では、ハマスとイスラエル間の紛争が激 化しており、国際社会からイスラエルの反応が過 剰だとの声が挙がっています。これらの紛争はい ずれも解決が急がれる状況です。

また、台湾情勢も見過ごすことができません。 日本にとって直接的な軍事的介入は不可能です が、仮に台湾海峡で紛争が起これば、日本はアメ リカと協力して限定的に対応する可能性があり ます。しかし、これが引き金となり日中間での直接 的な衝突に発展するリスクもあり、これは避けな ければならないシナリオです。

日本の外交には、中国との関係改善も求めら れていますが、現状は日中間での直接的な交流 が少なく、独自の外交路線を模索する必要があり ます。

# 青年部会報告

# 令和6年5月18日開催

# パークシネマフェスティバル

昨年き続き2020年、2021年とボランティアで活動したシネマバードから派生し青年部会が主体となりPARK CINEMA FESTIVAL 2024が葛西臨海公園、汐風広場にて5/18(土)に開催されました。

来場者数は延べ11,000人と沢山の 方々にご参加頂き笑いあり、学びあり、 非日常の空間をお届けし江戸川区に とっても新しい文化の発信ができ大変 意義のある社会貢献活動ができたの ではないかなと思います。











REPORT 青年部会報告













今回はPARK CINEMA FESTIVAL 2024開催に向けて青年部では特別委員会を設定し8名のメンバーで関係各所と調整をはかり開催に至りました。当日は会場の設営、運営、撤収作業まで青年部で行いました。

また来年に向けての課題も見つけており改善できるところは改善して、より多くの皆様に楽しんでもらえるようなイベントを青年部皆で開催していきたいと思っております。

最後になりますが、江戸川南法人会会員の皆様のご理解ご協力のもとご協賛を頂き開催することが出来ましたことを大変感謝しております、また青年部としてはとてもいい経験をすることが出来ました。

重ねて御礼申し上げます。

簡単ではございますが、PARK CINEMA

FESTIVALの全体を撮影した動画があるのでご覧ください。





6月24日にシェアされた投稿 作成者: EDOGAWA\_MINAMI\_HOUJINKAI

REPORT 青年部会報告

# 令和6年4月22日開催

# 年部·定時総会

第29回定時総会(以下、「本総会」)を令和6年4月22日にタワーホール船堀「桃源の間」にて開催しました。

昨年に続き、青年部会員、御来賓の皆様に は多数ご列席頂き、誠に感謝申し上げます。

さて、本総会は、田中部会長が就任して初の 総会となりました。

役員体制を変更した事で、事業内容にも変化があり、研修事業・健康経営事業・交流事業・農業体験・募金活動・租税活動等、多岐にわたる活動を実施してまいりました。

青年部会員だけでなく、他の組織・団体との 交流や事業に役立つ資格の取得等、有意義な 活動が出来たのではないかと感じております。 また、会員増強にも取り組み、令和5年度の 新入会委員は9社10名の方が青年部へ入会 頂きました。

令和6年度の事業計画も、会員の皆様に興味を持ってもらえる計画が出来ればと考えております。

最後に、参加者の皆様のご健康を祈念し、 今後も一層の発展を目指してまいりたいと考 えております。

今後とも、青年部の活動に、変わらぬご支援 を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

総務部 藏部 毅





REPORT 青年部会報告

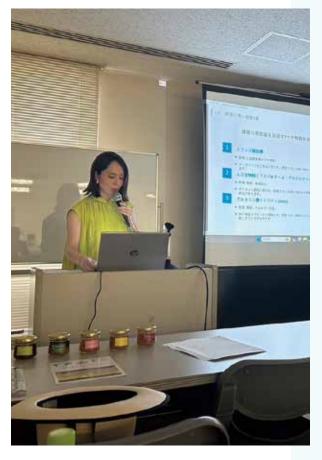
# 令和6年6月14日開催

# 蜂蜜 研修会

6/14に青年部で研修会を開催致しました。 音年部の活動指針として、会員増強、相教 育、健康経営が挙げられております。

今回は健康経営の一環で食に関する内容で蜂蜜療法家(ハチミツマイスター・上級)橋本真由美様を講師に迎えて研修を行いました。

当日は葛飾法人会、江戸川北法人会の青年部の方にも参加頂き総勢20名の方にお集まりいただき食の大切さを勉強をしました。毎日の生活の中の食事に無関心であることと、知っていることがある事では大きな違いがあるのだと気が付けたのではないかと思います。将来の自分自身の健康に大きな差がでるものと思いました。食を通して各事業者さんの健康経営につながっていき、また地域のオピニオンリーダーとして活躍してもらえたら嬉しいです。





### 江戸川区 イベントのお知らせ



# 第35回 小岩あさがお市・小岩駅南口商店街サマーセール

【日 時】 令和6年7月14日(日) (雨天実施)

●あさがお市:午前7時30分~

②サマーセール:午前9時~

【会 場】 JR小岩駅南口付近商店街(会)

【主 催】 小岩駅南口商店街 サマーセール実行委員会 会長 吉田 義昭

【後 援】 江戸川区

#### ①あさがお市

午前7時30分開始(売り切れ次第終了) 総鉢数:700鉢

#### 2サマーセール

- 1) 実行委員会イベント
- ①あさがおを購入した方に「銭湯無料入浴券」をプレゼント ※先着300名
- ②スタンプラリー(参加費300円)参加者全 員に賞品をプレゼント ※先着500名
  - ・参加カードは「うちわ」
  - ・チェックポイント7カ所
- 2)各商店街(会)太鼓演奏、ウクレレ演奏、踊り(フラダンス、エイサー、サンバ)、模擬店など

# 新川金魚ちょうちん/新川さくら館の夏まつり

#### ◆新川金魚ちょうちん

【期 間】 令和6年7月20日(土)~8月18日(日) 新川さくら館と新川沿川を金魚ちょうちんで 飾ります。

#### ◆金魚アク和リウム(金魚アクアリウム)

「和」で彩られた水槽に泳ぐ金魚たちを鑑賞すること ができます。

【期 間】 令和6年7月27日(土)~ 8月12日(月·祝)

【場 所】 新川さくら館

【費 用】 300円(入場料)

※4歳~小学生の方は100円。3歳以下無料。



# 第44回古川まつり



【日 時】 令和6年7月27日(土)17時~21時30分 令和6年7月28日(日)10時~15時 ※雨天決行

【場 所】 古川親水公園、古川けやき公園、 二之江神社境内

【内 容】 7月27日

二之江小学校金管バンド演奏(18時45 分)、式典(19時)、模擬店、盆踊り

#### 7月28日

金魚すくい(11時30分)、ステージ、模擬店、フリーマーケット

# 第49回 江戸川区 花火大会





### 税務署だより

# 輸出物品販売場制度に関する消費税法改正等のお知らせ

#### 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

#### 改正の概要

令和6年4月に消費税法の一部が改正され、輸出物品販売場(以下「免税店」といいます。)で消費税が免除された物品(以下「免税購入品」といいます。)であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、その仕入れに係る消費税額については、<u>仕入税額控除の適用を受けることができない</u>こととされました。

【適用開始時期】令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用

#### 2 仕入れ時に免税購入品と疑われる事例

次のような場合、仕入れる物品が免税購入品である可能性がありますので、ご注意ください。 【古物商等として買取りを行う場面】

- 本人確認書類等から、日本に居住の事実がない非居住者からの買取りであると認められる場合
- 本人確認書類として提示された書類の偽造が疑われる場合
- 持ち込まれた物品に免税用のパッケージがされていた(又はされていた痕跡があった)場合
- 同種同等の物品について、大量又は定期的に買取りを求められた場合
- 買取時の確認の際、本人確認書類等を提示した本人ではなく、付添人が主導的に対応するなど、 持込者が購入した(又は所持していた)物品でないことが疑われる場合
- 高級物品の買取りを求められた場合において、持込者の様子などから当該高級物品の所有者であることに疑いがある場合

#### 【卸売業者等からの仕入れの場面】

仕入れの相手先と主にSNSでやり取り等している場合に、当該相手先が同一のアカウント名等でSNSにおいて免税品購入に関するアルバイト(いわゆる買い子)を募集しているなど、輸出物品販売場制度を不正利用していることが疑われる場合

#### 3 免税購入品と疑われる事例への対応

免税購入品であると知りながら仕入れていたと認められた場合には、仕入税額控除が認められないこととなります。そのため、疑わしい物品の仕入れに当たっては、本人確認等を確実に行っていただき、また、物品の調達先など取引内容について仕入先に確認し、その記録を残すといった対応や、現金で買い取らず、本人の口座へ振込みするなどの対応を行う、場合によっては仕入れそのものを避けるといった対応を取ることが考えられます。

(注) 令和5年 10 月1日から開始した適格請求書等保存方式(インボイス制度)において、古物商等の行う一定の取引については、適格請求書等の保存が不要(帳簿のみの保存)で仕入税額控除の適用を受けることができる特例(古物商等特例)が設けられていますが、免税購入品であることを知りながら行った課税仕入れについては、古物商等特例の適用の有無にかかわらず、仕入税額控除の適用を受けることができません。

お知らせ

#### ○ 輸出物品販売場制度の見直しについて

多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入品を 所持していない外国人旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不 正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)において、「免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報(仮称)の保存を求める」こととされ、これにより、出国時に税関において免税購入品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す方向性が明示されました。

なお、具体的な制度の詳細については、令和7年度税制改正において結論を得ることとされています。

INFORMATION 税務署だより

# 不正な免税 1 1 0 番 ~STOP! 免税店制度の不正利用~

国税庁では、**免税店制度を悪用している『人物』**及び『**店舗』**に関する情報を国税庁ホームページで 受け付けています。

#### ○ 通報窓口『不正な免税110番』

免税店制度を悪用している個別・具体的な情報をお持ちの方は、国税庁ホームページの 「情報提供フォーム」に情報をお寄せください。



情報提供はコチラ

#### 具体的な情報の例

- 免税店において、不正な免税購入(転売目的での免税購入)を行っている者・グループに関する情報
- 免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者(いわゆるブローカー)
   に関する情報
- ブローカーと通じて、不正に免税販売を行っている免税店に関する情報
- 免税購入品を買い取る者又は店舗に関する情報
- ※ 上記に関する情報については、具体的な手段・方法に関する情報、人物・グループに関する情報、不正購入しているグループ等が使用している車両に関する情報、悪用されているパスポートに関する情報などその内容は問いません。

#### ○ 輸出物品販売場制度(免税店制度)の不正利用について

免税店における不適切な免税販売や免税購入した者による免税購入品の不正な横流し等が疑われる事案が相次いでいます。こうした事態に対して、令和6年度税制改正の大綱において、抜本的な制度の見直しが明示されたところ、そうした見直しが行われるまでの間においても、制度の適正運用に向けて取り組んでいくことが重要です。

#### ○ 国税・税関当局の取組について

要件を満たさない不適切な免税販売については、引き続き、厳正に対処してまいります。

国内での転売については、その購入者はもとより、免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者(いわゆるブローカー)に対しても積極的に対処してまいります。

空港での巡回を実施し、免税購入者に対する持出確認を強化します。

『不正な免税110番』に寄せられた、本制度の不正利用に関する情報に機動的に対応します。

#### ○ 本制度の適切な利用に向けてご留意・ご協力いただきたいこと

制度の不正利用に対しては、国税・税関当局が連携し、引き続き、厳正に対処してまいります。

また、免税店を運営する事業者におかれましても、改めて不審な購入者にご留意いただくとともに、制度の適正な利用へのご協力を引き続きお願いいたします。

免税店には、免税購入された方に「出国時に税関へパスポート等を提示しなければならない」などの説明義務が 課せられています。引き続き、その徹底をお願いいたします(※)。

転売が疑われる買い回りや多量の購入などの不正購入に対して免税販売した場合は、免税販売の要件に該当せず、 その販売について、消費税を免除することはできません。このような不審な購入に対応するため、一定の基準を設 けて免税販売を行っている事例もあります。

※ 国税庁ホームページの「輸出物品販売場における輸出免税について」において、 購入者への必要な説明事項を記載したリーフレット(英語版、中国語版、韓国語版 及び日本語版)を掲載していますので、免税販売時にご活用ください。



国税庁 HP はコチラ





国税庁 税 関

### 江戸川都税事務所からのお知らせ

# 中小企業者向け省エネ促進税制

→ 法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減 免 額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

#### ◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索・

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



#### 【お問合せ先】

- ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
  - 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517

• 導入推奨機器 03-5990-5087

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。



https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei\_nouzei.html#L16



開催日: 9月26日(木) 競技場: 姉ケ崎カントリー倶楽部

〒299-0121 千葉県市原市立野165-1 電話:(0436) 66-1116

詳細は後日お知らせ致します。 今のところ開催の準備を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて開催の可否を決めたいと思います。

# 従業員の退職金準備は

# 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます

その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます

掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます その3

掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません その4

その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります

ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます その6

簡単な申込手続で加入できます その7

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ○東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事 の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- ○所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行って います。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。
- ○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した[新企業年金保険契約]に基づいて運営しています。
- ○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



資料請求・お問い合わせは



〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階 TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642 https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/

#### 今後の行事予定

# 7月24日(水)

#### 決算法人説明会/インボイス制度説明会

会場:江戸川南税務署

# 8月7日(水)

#### 合同役員会

会場:タワーホール船堀

# 8月21日(水)

#### 新設法人説明会/インボイス制度説明会

会場:江戸川南税務署

# 8月22日(木)

#### 決算法人説明会/登録要否相談会

会場:江戸川南税務署

# 9月18日(水)

### 決算法人説明会/インボイス制度説明会/ 登録要否相談会

会場:江戸川南税務署

# 10月7日(月)、9日(水)、 10日(木)、11日(金)

#### 健康診断

会場:葛西区民館

# 10月16日(水)

#### 新設法人説明会/インボイス制度説明会/ 登録要否相談会

会場:江戸川南税務署

# 10月17日(木)

#### 決算法人説明会

会場:江戸川南税務署

#### その他の行事予定

# 9月26日(木)

#### 会員親睦ゴルフ大会

会場:姉ケ崎CC



### 編集後記

江戸川南法人会青年部の広報を担当させていただいております渋谷と申します。

会報誌は定期的に発行されており読者(会員)の方と繋がるツールでございます。毎号委員の方の協力を得て本誌を作り上げております。新規会員企業の紹介、必要とされる情報も変化していると思います。季節感をもちつつ、インプットアウトプット双方の情報を提供できる広報誌を目指したいと考えております。 広報活動からも、会員の増強に一石を投じる事ができますよう、皆様からのご意見を頂きながら価値のある 紙面造りにご協力をお願い申し上げます。

広報委員 澁谷 隼人